省令

○文部科学省令第十七号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第五十七条の十一の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十一日

文部科学大臣　萩生田光一

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十二条の五」を「―第二十二条の六」に改める。

第十章の二に次の一条を加える。

（著作権等の保護に関する事業等のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額の算出に用いる割合）

第二十二条の六　令第五十七条の十一の文部科学省令で定める割合は、二割とする。

附　則

この省令は、著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月二十八日）から施行する。